

どうなる有限会社

問 新会社法が施行されると、今ある有限会社は解散するのですか。

存続するには、どんな手続きが必要ですか。

答 特例有限会社として存続できます。

整備法（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）で、存続する経過措置が定められています。有限会社の商号を引き続き使用するので、看板や封筒、名刺なども、そのまま使用できます。株式会社の決算の公告も特例有限会社は必要ありません。

◆定款のみなし措置

有限会社の出資者は社員と呼ばれていましたが、株主となり口数は株数、出資金は資本金となります。このように内容が変わるので、定款が変わったものとみなされる規定が設けられています。

整備法の第二条で、次のように手当てされています。
・新会社法の規定による株式会社として存続する。

経営の散歩道

新会社法の対応

— ざぱり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

◆株式譲渡承認の規定

・既存の有限会社の定款、社員持分及び出資一口を、株式会社の定款、株主、株式、及び一株とみなす。
・発行可能株式総数及び発行済み株式の総数は、既存の有限会社の出資一口で割った数。第三条には、会社法の例外として、商号は「有限会社」を用いることを認めています。

定款の定めに「株式を譲渡によって取得するには会社の承認を要する」との定めがあるものとみなされます。

特例有限会社と株式会社の比較

項目	新会社法・整備法		
	特例有限会社	株式会社	
		閉鎖会社	公開会社
出資者の数	1人以上	1人以上	1人以上
出資者の名称	株主	株主	株主
最低資本金	制限なし	制限なし	制限なし
取締役数	1人以上	1人以上	3人以上
取締役の任期	無制限	最長10年	最長2年
取締役会の設置	不可	任意	必要
代表取締役の設置	任意	任意	必要
監査役を設置	任意	一定のケースのみ必要	必要
監査役任期	無制限	最長10年	4年
決算公告	不要	必要	必要
社債の発行	可	可	可

(この表は、委員会設置会社を除く)

◆役員任期の制限がない

取締役の任期はありません。監査役の設定は自由で、定款で定めて、これを置くことができますが、任期はありません。現在、監査役を設けている会社は、監査の範囲を「会計に関するものに限り」旨の定めがあるものとみなされます。

◆限られる会社の機関

特例有限会社に置くことができる機関は、株主総会、取締役、ならびに定款で定めた場合に限り監査役が置けます。
取締役会も、会計参与、監査役会、会計監査人、委員会も置

◆株式会社への移行

今ある有限会社を、株式会社に移行することができます。手続きは、株主総会の特別決議で商号を株式会社に変え、登記（特例有限会社の解散と商号変更後の株式会社の設立の登記）をすることになります。
特例有限会社と株式会社の主な点の比較は、次表のとおりです。